

平成30年度南九州市決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

平成30年度南九州市決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき公表します。

今回公表する「健全化判断比率及び資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全であるのか、資金不足がどれくらいあるのかについて指標化し、基準値に対してどうなっているのかを法律に基づき公表するものです。

市の財政については、下表のとおり赤字・資金不足はなく、その他の比率についても基準数値を大きく下回っており、この法律上では健全な状態にあると判断されます。

1 健全化判断比率 【下段()数値は前年度数値】

(単位:%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)	7.4 (7.3)	10.9 (19.9)
早期健全化基準	13.00	18.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」を記載。

2 公営企業会計に係る資金不足比率 【下段()数値は前年度数値】

(単位:%)

区分	法適用企業		法非適用企業	
	水道事業会計	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計	
資金不足比率	— (—)	— (—)	— (—)	
経営健全化基準	20.00	20.00	20.00	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は算定されないことから、「—」を記載。

(用語解説)

○健全化判断比率

次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標です。

・**実質赤字比率**：普通会計（本市では一般会計のみ）の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・**連結実質赤字比率**：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

・**実質公債費比率**：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

・**将来負担比率**：地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

○早期健全化基準

この基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。

○財政再生基準

この基準を超えると、財政再生計画の策定、外部監査の実施の義務付けのほかに地方債の起債が制限されます。

○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○経営健全化基準

上記の早期健全化基準に相当する基準です。